

介護職員等特定処遇改善加算提出書類一覧表兼チェックシート(令和元年度版)

(別紙 1)

法人名		担当者名			
法人住所	〒	電話番号			
様式番号	提出書類	提出時 チェック 欄	1事業所のみ	複数事業所	備考
本様式	介護職員等特定処遇改善加算提出書類一覧表兼チェックシート	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
別紙様式2	介護職員等特定処遇改善計画書(令和元年度届出用)	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	※月額8万円の改善又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者の設定が困難な場合は、「別紙様式2-1(1)」へ合理的理由を必ず記載してください。
別紙様式2 (付表)	介護職員等特定処遇改善計画書「付表」	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	当該計画書で算定する事業所のうち、広島県内にあるすべての事業所を記入 「付表」の内容が確認できる他の書類でも可とする
別紙様式2 (添付書類1)	介護職員等特定処遇改善計画書(事業所等一覧表)	<input type="checkbox"/>		<input type="radio"/>	当該計画書で算定する事業所のうち、福山市内にあるすべての事業所を記入 令和元年度は、2部作成し、1部を体制届に添付してください
別紙様式2 (添付書類2)	介護職員等特定処遇改善計画書(届出対象都道府県内一覧表)	<input type="checkbox"/>		<input type="radio"/> (※)	※福山市外(広島県内のみ)の事業所を含む場合に提出
別紙様式2 (添付書類3)	介護職員等特定処遇改善計画書(都道府県状況一覧表)	<input type="checkbox"/>		<input type="radio"/> (※)	※複数の都道府県にある事業所分を一括して作成する場合に必要
別紙様式4	特別な事情に係る届出書(令和元年度)	<input type="checkbox"/>	(※)	(※)	※賃金水準を下げて行う場合に提出
	申立書	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
—	介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 (令和元年度介護職員等特定処遇改善加算用)	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	計画書と同時に提出してください ※複数事業所がある場合は、事業所等一覧表「別紙様式2(添付書類1)」1部を添付してください

介護職員等特定処遇改善計画書(令和 元 年度届出用)

事業所等情報

介護保険事業所番号 3 4

事業者・開設者	フリガナ 名 称				
主たる事務所の 所在地	〒				
	都・道 府・県				
	電話番号		FAX番号		
事業所等の名称	フリガナ 名 称			提供する サービス	
事業所の 所在地	〒				
	都・道 府・県				
	電話番号		FAX番号		
複数の事業所ごとに一括して提出する場合の一括して提出する事業所数				特定加算(Ⅰ)	事業所
※この場合、事業所等情報については、「別紙一覧表による」と記載すること。				特定加算(Ⅱ)	事業所

(1) 賃金改善計画について(本計画に記載された金額については見込みの額であり、申請時以降の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得るものである。)

① 算定する加算の区分	介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅰ Ⅱ)	
② 現行の処遇改善加算の取得状況	介護職員処遇改善加算 (Ⅰ Ⅱ Ⅲ)	
③ サービス提供体制強化加算等の取得状況 (取得している場合には種別を記入)	取得有 ()	取得無
④ 介護職員等特定処遇改善加算算定対象月	令和 年 月 ~ 令和 年 月	
⑤ 令和元年度介護職員等特定処遇改善加算の見込額		円
⑥ 賃金改善の見込額 (i - ii)		0 円
i) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額 (見込額)		円
ii) 初めて加算を取得する (した) 月の前年度の賃金の総額		円
⑦ 経験・技能のある介護職員 (㊶) における平均賃金改善額 (iii - iv) / v)		#DIV/0! 円
iii) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額 (見込額)		円
iv) 初めて加算を取得する (した) 月の前年度の賃金の総額		円
v) 当該事業所における経験・技能のある介護職員の人数		人
【そのうち、月額8万円の改善又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者 (見込数)】		人
⑧ 他の介護職員 (㊷) における平均賃金改善額 (vi - vii) / viii)		#DIV/0! 円
vi) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額 (見込額)		円
vii) 初めて加算を取得する (した) 月の前年度の賃金の総額		円
viii) 当該事業所における他の介護職員の人数		人
⑨ その他の職種 (㊸) 平均賃金改善額 (ix - x) / xi)		#DIV/0! 円
ix) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額 (見込額)		円
x) 初めて加算を取得する (した) 月の前年度の賃金の総額		円
xi) 当該事業所におけるその他の職種の人数		人
【そのうち、改善後の賃金が最も高額な者の賃金 (見込額)】		円
⑩ 賃金改善実施期間	令和 年 月 ~ 令和 年 月	
※原則10月~翌年3月までの連続する期間を記入すること。なお、当該期間の月数は加算の対象月数を超えてはならない。		
⑪	賃金改善を行う賃金項目及び方法(賃金改善を行う賃金項目(増額若しくは新設した又はする予定である給与の項目の種類(基本給、手当、賞与等)等)、賃金改善の実施時期や対象職員、一人当たりの平均賃金改善見込額について、可能な限り具体的に記載すること。なお㊶の「経験・技能のある介護職員」の基準設定の考え方については必ず記載すること。この欄に書ききれない場合は別紙様式2-1(2)へ記載すること。別に当該内容が確認できる書類があれば、その書類添付にて代用可とする。	

※ ⑥については、法定福利費等の賃金改善に伴う増加分も含むことができる。

※ ⑥が⑤を上回らなければならないこと。

※ ⑥ ii) の計算に際しては、賃金改善実施期間の職員の人数と合わせた上で算出すること。すなわち、比較時点から賃金改善実施期間の始点までに職員が増加した場合、当該職員と同等の勤続年数の職員が比較時点にもいたと仮定して、賃金総額に上乘せする必要があることに留意すること。

※ 複数の介護サービス事業所等について一括して提出する場合、以下の添付書類についても作成すること。

- ・添付書類1：都道府県等の圏域内の、当該計画書に記載された計画の対象となる介護サービス事業所等の一覧表
- ・添付書類2：各都道府県内の指定権者（当該都道府県を含む。）の一覧表（都道府県ごと）
- ・添付書類3：計画書に記載された計画の対象となる介護サービス事業者等に係る都道府県の一覧表

(2) 職場環境等要件について

(※) 太枠内に記載すること。

平成20年10月から現在までに実施した事項について必ず 全て に○をつけること。複数の取組を行い、「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」及び「その他」について、 それぞれ1つ以上の取組を行う こと。	
資質の向上	<ul style="list-style-type: none">・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）・研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動・小規模事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築・キャリアパス要件に該当する事項（キャリアパス要件を満たしていない介護事業者に限る）・その他（ ）
労働環境・処遇の改善	<ul style="list-style-type: none">・新人介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター（新人指導担当者）制度等導入・雇用管理改善のための管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実・ICT活用（ケア内容や申し送り事項の共有（事業所内に加えタブレット端末を活用し訪問先でアクセスを可能にすること等を含む）による介護職員の事務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴・訪問介護員の出勤情報管理によるサービス提供責任者のシフト管理に係る事務負担軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等）による業務省力化・介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入・子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化・健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備・その他（ ）
その他	<ul style="list-style-type: none">・介護サービス情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化・中途採用者（他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等）に特化した人事制度の確立（勤務シフトの配慮、短時間正規職員制度の導入等）・障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮・地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上・非正規職員から正規職員への転換・職員の増員による業務負担の軽減・その他（ ）

(3) 見える化要件について

(※) 太枠内に記載すること。

実施している周知方法について、○をつけること。2020年度から実施予定である場合には、「予定」に○をつけること。	
ホームページへの掲載	<ul style="list-style-type: none">・「介護サービス情報公表システム」への掲載 / 予定・独自のホームページへの掲載 / 予定
その他の方法による掲示等	<ul style="list-style-type: none">・事業所・施設の建物で、外部から見える場所への掲示 / 予定・その他（ ）

※ 虚偽の記載や、介護職員等特定処遇改善加算の請求に関して不正を行った場合には、支払われた介護給付費の返還を求められることや介護事業者の指定が取り消される場合があるので留意すること。

本計画書については、雇用するすべての職員に対し周知をしたうえで、提出していることを証明いたします。

令和 年 月 日 (法人名)
(代表者名)

印

(1)	計画書の(1)の⑦について (※該当する場合のみ記入してください。)
	経験・技能のある介護職員(①)のうち、月額8万円の改善又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者の設定が困難な場合は、合理的な理由を記載してください。
	例
	・小規模事業所等で加算額全体が少額である
	・職員全体の賃金水準が低い事業所などで、直ちに一人の賃金を引き上げることが困難である
	・8万円等の賃金改善を行うに当たり、これまで以上に事業所内の階層・役職やそのための能力・処遇を明確化することが必要になるため、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要する
	(2)
賃金改善を行う賃金項目及び方法(賃金改善を行う賃金項目(増額若しくは新設した又はする予定である給与の項目の種類(基本給、手当、賞与等)等)、賃金改善の実施時期や対象職員、一人当たりの平均賃金改善見込額について、可能な限り具体的に記載すること。なお①の「経験・技能のある介護職員」の基準設定の考え方については必ず記載すること。別に当該内容が確認できる書類があれば、その書類添付にて代用可とする。	

令和元年度 介護職員等特定処遇改善計画書「付表」

- この「付表」は、別紙様式2 介護職員等特定処遇改善計画書(以下、計画書)を作成する際の参考様式として活用し、加算届出書の添付資料としてください。
- この「付表」の内容が確認できる他の書類があれば、「付表」に代えて申請書の添付資料としてください。

①法人名	
------	--

○加算見込額算定表

②事業所・施設名	③サービス種類	④特定加算区分	⑤賃金改善実施期間の月数	介護報酬総単位見込数(A)	加算率(B)	⑥一単位の単価(C)	加算見込額(A)×(B)×(C)	介護報酬総単位見込数に用いた実績(月単位)	
								⑦実績単位数	摘要
				0					
				0					
				0					
				0					
				0					
				0					
				0					
				0					
				0					
				0					
				0					
				0					
				0					
				0					
				0					
				0					
				0					
				0					
				0					
合計							(ア) 0		

【この表の使い方】太枠の黄色いセルの入力は必須です。白いセルは自動計算セルです。ピンク色のセル(ア)の数字を計画書に転記してください。

- ① 法人名を入力する。
- ② 事業所・施設名を入力する。
- ③ サービス種類のセルの右側の▼をクリックし、該当するサービスを選択する。(総合事業サービス(独自)を選んだ場合は加算率(B)が0.00%となるので、任意の数字を入力する)
- ④ 特定加算区分のセルの右側の▼をクリックし、事業所ごとに該当する加算区分を選択する。
- ⑤ 賃金改善実施期間の月数を入力する。(令和元年度は6ヶ月とする。)
- ⑥ 事業所の一単位の単価を入力する。
- ⑦ 実績単位数(月単位)を入力する。摘要欄には、根拠(過去一年の平均、直近の実績など)を入力する。

● **加算見込額の合計(ア)を計画書の(1)⑤の欄に転記する。**

※行が足りない場合は行コピーして適宜増やしてください。

介護職員等特定処遇改善計画書(事業所等一覧表)

法人名	
-----	--

都道府県名 広島県

介護保険事業所番号	事業所の名称	加算	サービス名	A. 介護職員等特定処遇改善加算額(見込額)	B. 賃金改善所要額(見込額)
				円	円
サービス提供体制強化加算等の取得状況	①②③それぞれの平均賃金改善額(見込額)及び人数	①	円	円	円
		()	()	()	()
合計(自動計算)			—	A 0円	B 0円
賃金改善所要額確認(自動計算)			—	—	0円
平均賃金改善額(自動計算)			① #DIV/0!	円 ② #DIV/0!	円 ③ #DIV/0!

※ 計画書で算定する広島県内のすべての事業所について記載すること。

※ BはAを上回ること。①÷②及び②÷③は2以上であること。

ページ数	総ページ数
/	

介護職員等特定処遇改善計画書(都道府県状況一覧表)

法人名	
-----	--

都道府県名						
都道府県	介護職員等特定処遇改善加算の見込額	賃金改善額の見込額	①の平均賃金改善額(見込額)・人数	②の平均賃金改善額(見込額)・人数	③の平均賃金改善額(見込額)・人数	
北海道	円	円	円(人)	円(人)	円(人)	
青森県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)	
岩手県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)	
宮城県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)	
秋田県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)	
山形県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)	
福島県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)	
茨城県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)	
栃木県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)	
群馬県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)	
埼玉県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)	
千葉県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)	
東京都	円	円	円(人)	円(人)	円(人)	
神奈川県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)	
新潟県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)	
富山県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)	
石川県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)	
福井県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)	
山梨県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)	
長野県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)	
岐阜県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)	
静岡県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)	
愛知県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)	
三重県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)	
滋賀県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)	
京都府	円	円	円(人)	円(人)	円(人)	
大阪府	円	円	円(人)	円(人)	円(人)	
兵庫県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)	
奈良県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)	
和歌山県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)	
鳥取県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)	
島根県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)	
岡山県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)	
広島県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)	
山口県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)	
徳島県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)	
香川県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)	
愛媛県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)	
高知県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)	
福岡県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)	
佐賀県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)	
長崎県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)	
熊本県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)	
大分県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)	
宮崎県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)	
鹿児島県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)	
沖縄県	円	円	円(人)	円(人)	円(人)	
全国計	E 0円	F 0円				

↑E (自動計算) ↑F (自動計算)

※ FはEを上回らなければならない。

別紙様式 4

特別な事情に係る届出書（令和 元 年度）

事業所等情報

介護保険事業所番号 3 4

事業者・開設者	フリガナ 名 称	
事業所等の名称	フリガナ 名 称	提供する サービス

1. 事業の継続を図るために、介護職員の賃金水準を引き下げる必要がある状況について

当該事業所を含む当該法人の収支（介護事業に限る。）について、サービス利用者数の大幅な減少などにより経営が悪化し、一定期間にわたり収支が赤字である、資金繰りに支障が生じるなどの状況について記載

※ 当該状況を把握できる書類を提出し、代替することも可。

2. 賃金水準の引下げの内容

3. 経営及び賃金水準の改善の見込み

※ 経営及び賃金水準の改善に係る計画等を提出し、代替することも可。

4. 賃金水準を引き下げることについて、適切に労使の合意を得ていること等について

労使の合意の時期及び方法等について記載

令和 年 月 日 (法人名)
(代表者名)

印

申 立 書

1 介護職員等特定処遇改善加算の対象事業者としての申請日の属する月の初日から起算して過去一年間に、労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、労働者災害補償保険法、雇用保険法等（以下「労働基準法等」という。）の違反により罰金刑以上の刑に処せられたことはありません。

2 介護職員等特定処遇改善計画書について、雇用する全ての職員への周知については、次のとおり実施しました。

(1) 周知の方法

(2) 周知の時期

(3) その他

上記について、事実と相違ないことを証明いたします。

令和 年 月 日

法 人 名

代表者名

印

加算算定対象サービス別加算率表(付表入力用)

サービス区分	特定処遇改善加算	
	特定加算 (Ⅰ)	特定加算 (Ⅱ)
訪問介護	6.3%	4.2%
介護予防相当訪問事業	6.3%	4.2%
基準緩和型訪問事業	なし	なし
夜間対応型訪問介護	6.3%	4.2%
定期巡回随時対応型訪問介護看護	6.3%	4.2%
(介護予防)訪問入浴介護	2.1%	1.5%
通所介護	1.2%	1.0%
地域密着型通所介護	1.2%	1.0%
介護予防相当通所事業	1.2%	1.0%
基準緩和型通所事業	なし	なし
(介護予防)通所リハビリテーション	2.0%	1.7%
(介護予防)特定施設入居者生活介護	1.8%	1.2%
地域密着型特定施設入居者生活介護	1.8%	1.2%
(介護予防)認知症対応型通所介護	3.1%	2.4%
(介護予防)小規模多機能型居宅介護	1.5%	1.2%
看護小規模多機能型居宅介護	1.5%	1.2%
(介護予防)認知症対応型共同生活介護	3.1%	2.3%
介護福祉施設サービス	2.7%	2.3%
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	2.7%	2.3%
(介護予防)短期入所生活介護	2.7%	2.3%
介護保健施設サービス	2.1%	1.7%
(介護予防)短期入所療養介護(老健)	2.1%	1.7%
介護療養施設サービス	1.5%	1.1%
(介護予防)短期入所療養介護(病院等(老健以外))	1.5%	1.1%
介護医療院サービス	1.5%	1.1%
(介護予防)短期入所療養介護(医療院)	1.5%	1.1%